

## co-working space MORINAGA Village 利用規約

本規約は森永製菓株式会社（以下「弊社」といいます。）が運営するサービス「co-working space MORINAGA Village（モリナガヴィレッジ）」において、弊社が提供する各種サービス（以下「サービス」といいます）を利用する会員（以下「会員」といいます。）と弊社との間に適用される利用条件を定めるものです。

なお、弊社が別途個別のサービスについて適用される規約等を定めた場合、当該個別のサービスに関しては、本規約とともに当該規約等が適用されるものとし、当該規約等の定めと本規約の定めが相違する場合には、当該規約等の定めが本規約の定めより優先して適用され、当該規約等に定めがない事項については、本規約の定めが適用されるものとします。

### 第1条（適用範囲）

本規約はサービスを利用する会員すべてに適用されます。

### 第2条（サービスの内容）

弊社が提供するサービスは、オフィススペースや商談スペースの提供です。プランにより会社登記や住所登記、郵便物管理等が可能になります。サービス内容詳細および料金等についてはホームページの当該ページをご覧ください。

### 第3条（利用申込）

1. サービスの利用申込は、弊社指定の申込書に必要事項を記入し申し込みます。
2. サービスの利用申込の際には、弊社が指定した書類（法人の場合は登記簿謄本（全部履歴事項証明書）、印鑑証明書(原本)、代表者の顔写真付身分証明書。個人の場合は、住民票原本、顔写真付身分証明書）と弊社が求める必要書類を提出していただきます。

### 第4条（利用契約の成立）

サービスの利用契約は、申込者が本規約を理解・承認の上、弊社に対して利用申込をし、弊社がこれを審査後承認し、弊社指定の口座に入会金 10,000 円と、当月分および翌月分の利用料金を入金した場合に成立します。

入会金はサービス登録料として扱われますので如何なる理由においても返金はされません。

### 第5条（申込の拒絶）

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、サービスの申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行う場合があります。

- ・業種や職種、業務内容が不明瞭な場合
- ・ネットワークビジネスに従事している場合（申し込み後に発覚した場合）

- ・申込書に虚偽の事実の記載があった場合（申し込み後に発覚した場合）
- ・クレジットカードでのお支払いが出来ない場合
- ・公序良俗に反する態様においてサービスを利用したとき
- ・弊社の業務の遂行上著しく困難があると判断した場合
- ・その他、当社が不適切と判断した場合

#### 第6条（利用契約の単位）

サービスならびに、関連サービスの利用契約期間の最低契約単位は4ヶ月とし、5ヶ月目以降1ヶ月を単位とします。

#### 第7条（利用料金）

利用者は、申込の際に選択した本サービスの利用プランに従い、本サービスを利用することができるものとし、利用プランごとに定める利用料を当社に対し支払うものとし、現金は使用できません。

#### 第8条（利用プラン）

サービスの利用プランの詳細については、「co-working space MORINAGA Village（モリナガヴィレッジ）」のホームページに定めるとおりとします。

#### 第9条（契約の利用期間）

サービスの利用期間は、契約者が弊社に対し、弊社の指定する方法（書面）をもって途中解約の旨を通知しない限り、自動で継続します。

#### 第10条（解約）

1. 最低契約期間である4ヶ月を経過した会員は、弊社の指定する方法（書面）をもって途中解約をすることができます。4ヶ月に満たない場合は、4ヶ月に足る利用料を支払うことで解約できます。
2. 会員からの申し込み解除（退会）は退会希望月の15日が締め日となりますので、15日までに、退会手続きをお済ませください。16日以降ですと、翌月末日をもっての退会となります。
3. 退会手続きが完了致しませんと、退会希望月の翌月以降も、月会費の請求が行われますので、ご注意ください。
4. 退会手続きは各月末をもって退会とさせていただきます。なお、月の途中で退会手続きが完了されましても、当該月末までは通常通りご利用いただけます。
5. MORINAGA Villageの住所を本店または支店の住所として登記している場合に解約を希望する場合は、本店または支店を変更した旨の登記を行った後、解約の申出を受付します。その際、本店または支店の変更後の登記簿謄本を確認させていただきます。
6. 解約後の郵便物の一時預り及び転送は致しかねます。退会后速やかに登録住所等の変更を行なってください。退会後の住所の継続利用が認められた場合、郵便物の一時預り及び転送に対しては別途料金を請求します。

#### 第 11 条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、電話番号等に変更があったときは、速やかに変更を記載した書類を弊社へ提出していただきます。

#### 第 12 条（サービスの変更・中止）

1. 弊社は、下記の事項に該当する場合には、利用者及び利用法人に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を休止することができます。

- ①設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと当社が判断した場合
- ②MORINAGA Village 及び MORINAGA Village が存する建物の定期点検等が行われる場合
- ③緊急の点検、設備の保守上あるいは工事上やむを得ない場合
- ④火災、停電、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、本サービスの提供ができなくなった場合
- ⑤通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
- ⑥その他、当社が運営上休止する必要があると認めた場合

2. 当社が前項の規定に従い本サービスの提供を休止する場合、利用者及び利用法人は、本サービス提供の継続及び本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

#### 第 13 条（定休日）

弊社は弊社指定の日・年末年始・夏季休業等にサービスを停止することがあります。期間内のサービスはご利用いただけません。その際は店頭およびホームページにて会員に事前に告知をします。

#### 第 14 条（契約の解除）

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、予告無く会員権利を剥奪・強制解約とします。この場合一切の返金はありません。

- ・ 契約後に他の会員の迷惑になる行為が弊社により認められた場合
- ・ 料金の未納が 3 ヶ月以上に達した場合
- ・ その他、当社が不適切と判断する行為を行った場合

#### 第 15 条（遅延損害金）

契約者は、サービスの料金等の支払いについて、支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利 14.5%の額を、遅延損害金として弊社が指定する期日までに支払うものとします。

#### 第 16 条（利用上の注意）

1. 営業時間は、ホームページまたは店頭へお問い合わせください。なお平日とは月・火・水・木・金の各曜日で祝祭日を除いた日とします。

2. ご利用可能時間を過ぎてのご利用はできません。
3. セミナー及びイベント等のご利用は、別途予約が必要になりますので、スタッフまで問い合わせください。
4. スペース内の設備は、自由にご利用頂けます。但し、電子レンジ・冷蔵庫・トースターを除く調理用器具や調理用家電の使用はできません。調理用器具や調理用家電（電子レンジ・冷蔵庫・トースターを除く）はキッチンスペースを予約した場合に限り、使用ができます。
5. キッチンスペースを利用される際のルール
  - ・匂いの強い料理はご遠慮ください
  - ・ご利用になった設備、備品等は洗浄・清掃のうえ、ご利用後は原状復帰にてお願い致します。
  - ・お持込みになった物（飲食物を含む）は全てお持ち帰りください。万が一残り物があつた場合は処分させていただきます。
  - ・ゴミ等は弊社にて処分いたしますので、当店の指示に従いゴミの分別を行ってください。
  - ・油を処理する場合は必ず凝固剤をご利用ください。
5. 以下の行為を行うことはご遠慮いただいております。
  - ①コワーキングスペースにおいて、大声での会話やお電話、騒音を出すなど、他の会員の迷惑となる行為
  - ②他の会員への営業活動、ネットワークビジネスや宗教、自己啓発セミナーなどへの勧誘行為
  - ③ジャージやスウェットでのご入店
  - ④匂いの強いお弁当や匂いの強いカップラーメンなどの汁物、アルコール類のお持込み
  - ⑤店舗内での喫煙
  - ⑥店舗内へのペットの持ち込み（ただし、盲導犬や介護犬の場合には、動物アレルギーをお持ちの方が先に入店されているか否か等を確認させていただいた上で、ご入店いただける場合があります。）
  - ⑦泥酔状態でのご利用
  - ⑧他の会員にむやみに声をかける行為、個人情報聞き出す行為、その他営業行為
  - ⑨賭博・ヌード撮影等公序良俗に反し、風紀を乱す行為
5. 前項各号のいずれかに違反する行為をした会員様は、その場で退店していただき、当方にて退会手続きを取らせていただきますのでご了承ください。
6. 前2項のご利用のルールに関しては、会員同伴のお客様にも適用されます。

## 第17条（インターネット環境提供サービス）

1. 弊社は、利用者に対し、MORINAGA Village においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします。
2. 利用者が弊社の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等については、弊社は一切の責任を負わないものとします。
  - ①インターネット上のウェブサイトの適合性
  - ②インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
  - ③インターネット上のエラーや不具合
  - ④インターネットの利用不能により生じた損害

- ⑤インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
- ⑥インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
- ⑦その他前各号に関連するトラブル等

3. 弊社は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。

4. 弊社が利用者に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これにより利用者及び法人利用者係の当該法人に損害が生じた場合でも、利用者及び利用法人に対してその損害を賠償することを要しません。

#### 第 18 条（郵便物管理）

1. 郵便物はすべて指定の会員用個人ロッカーへ投函します。転送希望の場合は別途実費費用が掛かります。転送には「レターパックライト」を利用致します。

2. 郵便物の転送に際し、不在が続き受取りが出来ないまた配送業者の不手際に寄る紛失などに対して弊社は一切の責任を負いかねます。

3. 郵便物の保管は 1 か月までです。期間が過ぎた場合は廃棄する場合があります。

#### 第 19 条（損害賠償）

1. 個人の貴重品につきましては、ご自身で管理してください。万一、紛失や盗難があった場合、弊社では一切の責任を負いかねます。

2. 会員の過失による、店舗内の設備等の破損におきましては、その損害を実費にて請求させていただきます。

#### 第 20 条（個人情報の取り扱い）

弊社は、入会時にお預かりした個人情報について次のとおり取り扱います。

1. 会員の個人情報につきましては、以下に記載する利用目的を超えない範囲において使用致します。

- ・会員への連絡、情報の提供のため
- ・会員同士の交流のため
- ・会員についての統計、データ分析を行うため

2. 弊社は取得した個人情報を適切に管理し、予めご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

3. 弊社は個人情報の取扱いを伴う業務の委託等のため弊社が保有する個人情報をビジネスパートナーに預ける必要がある場合は、信頼に足るパートナーを選定した上で、漏えい等の事故が発生しないようビジネスパートナーを契約により義務付け、適切な管理を実施します。

#### 第 21 条（個人情報の照会）

会員は、弊社に対してご自身の個人情報の開示等（内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関して申し出ることができます。その際、弊社はご本人確認をさせていただいたうえで合理的な時間内に対応します。

## 第 22 条（免責事項）

1. 次に掲げる事由により会員が被った損害について、弊社は、その責を負いません。

- ① 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、I T インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他当社の責めに帰すことのできない事由。
  - ② 会員が他の会員やその他の第三者により被った損害。
  - ③ 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。
2. 契約者間または契約者の個々の紛争について弊社は一切関知いたしません。

## 第 23 条（不可抗力による契約の消滅）

前条第 1 項第 1 号記載の天変地異その他の弊社の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能または困難となった場合、サービスの利用契約は終了します。これにより会員の被った損害については、弊社はその責めを負わないものとします。

## 第 24 条（権利の譲渡の禁止）

会員は、本契約から生じる権利・義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させることはできません。

## 第 25 条（専属的合意管轄裁判所）

会員と弊社との間で生じる一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 26 条（本規約の変更）

1. 弊社は、本サービスの利用状況等を勘案し、本規約の変更の必要が生じた場合には、改定日の 1 ヶ月前までに、MORINAGA Village の所定の場所に提示し、またはウェブサイトに掲載することにより、本規約等を改定することができます。また、その効力は、改定日以降、すべての利用者に適用されます。
- 2 改定について異議のある利用者は、改定日の前日までに手続を行うことにより、改定日の前日をもって、本サービスの利用を終了させることができるものとします。

## 第 27 条（反社会勢力の排除）

1. 利用者及び利用法人は、自ら及び同伴利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 利用者及び利用法人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

3. 当社は、利用者又は利用法人が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手續を要することなく、直ちに利用者又は利用法人の利用資格を剥奪することができます。

4. 前項に定める解除は、当社の利用者及び利用法人に対する損害賠償請求を妨げません。

5. 本条第3項に基づき契約が解除された場合、利用者及び利用法人は、弊社に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

平成 30 年 6 月 14 日制定

森永製菓株式会社  
co-working space MORINAGA Village (モリナガヴィレッジ)  
東京都港区芝浦 1-13-16 森永芝浦ビル別館 2 階